

平成18年6月6日

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集 －地上デジタルテレビジョン放送用上限周波数の見直しについて－

総務省は、地上デジタルテレビジョン放送用の上限周波数を710MHz（52チャンネル）にするため、平成12年郵政省告示第746号（周波数割当計画）の一部を変更する告示案（以下「告示案」といいます。）を作成しました。

つきましては、この告示案について、平成18年（2006年）6月6日（火）から同年7月7日（金）までの間、意見を募集します。

1 変更の背景等

総務省では、「電波政策ビジョン」（2003年7月情報通信審議会答申）に基づき電波開放戦略を推進し、抜本的な周波数割当て及び電波利用料制度の見直し、周波数の再配分・割当制度の整備及び研究開発の推進等、電波を最大限有効利用するための戦略的な電波行政を展開しているところです。

このうち、地上テレビジョン放送については、平成23年（2011年）7月24日までを期限としてデジタル化することとされ、現在順調に推移しているところですが、本年7月24日までに、平成24年（2012年）7月25日以降のデジタル用周波数の上限を710MHz（52チャンネル）又は722MHz（54チャンネル）にするかどうかについて見直すこととされてきました。

今般、周波数のより一層の有効利用を図る観点から、地上テレビジョン放送のデジタル化の進捗状況を踏まえ、見直しを行ったものです。

2 告示案の概要

地上デジタルテレビジョン放送用の上限周波数を710MHz（52チャンネル）にするものです。（別紙1参照）

なお、告示案（新旧対照表）については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見募集対象及び意見公募要領等

意見募集対象：周波数割当計画の一部を変更する告示案（新旧対照表）

詳細については、別紙2の意見公募要領を御覧ください。

4 意見募集の期限

平成18年7月7日（金）午後5時必着（ただし、郵送については、平成18年7月7日（金）付けの消印まで有効とします。）

5 今後の予定

当該変更告示案については、皆様から寄せられた意見を踏まえ、本年7月12日（水）に開催が予

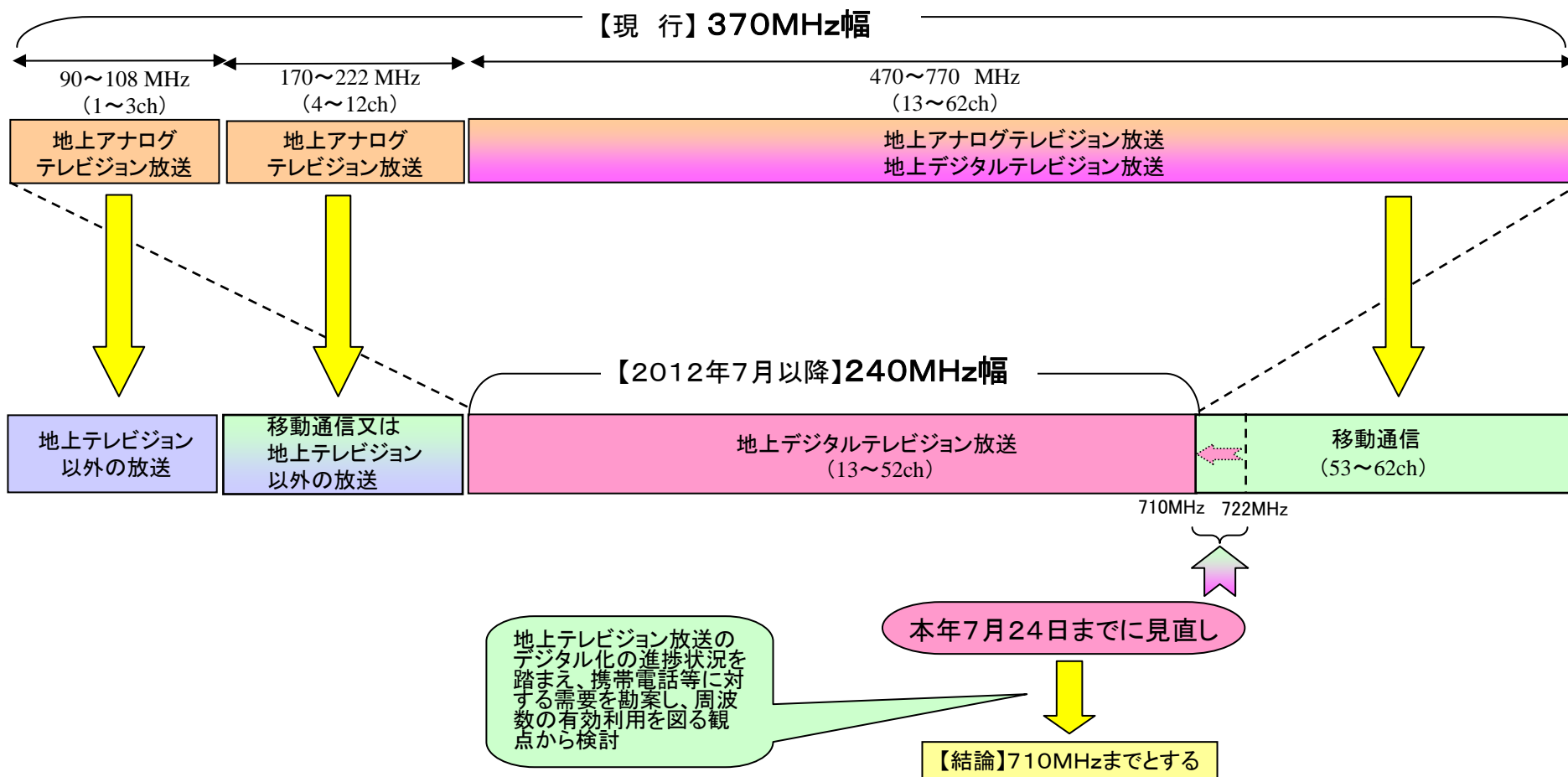
○ 周波数割当計画新旧対照表（案）

（二重下線は変更箇所）

変更後				変更前			
第1（略） 第2 周波数割当表				第1（略） 第2 周波数割当表			
第1表（略） 第2表 27.5MHz-10000MHz				第1表（略） 第2表 27.5MHz-10000MHz			
国内分配（MHz） （4）		無線局の目的 （5）	周波数の使用に関する条件 （6）	国内分配（MHz） （4）		無線局の目的 （5）	周波数の使用に関する条件 （6）
（略）		（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
710-722 J74	放送 J75A	放送用		710-722 J74	放送 J75A	放送用	
	陸上移動 J73A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用			陸上移動 J73A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
722-770 J74	放送 J75B	放送用		722-770 J74	放送 J75B	放送用	
	陸上移動 J73A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用			陸上移動 J73A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
（略）		（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
第3表（略） 国内周波数分配の脚注				第3表（略） 国内周波数分配の脚注			
J1～J73（略） J73A 陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。				J1～J73（略） J73A 陸上移動業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。			
J74 この周波数帯に現存する固定業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。				J74 この周波数帯に現存する固定業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。			
J75（略） J75A <u>放送業務（テレビジョン放送に限る。）によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。</u>				J75（略） J75A <u>放送業務によるこの周波数帯の使用は、2006年7月24日までに見直しを行う。</u>			
J75B 放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。				J75B 放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年7月24日までに限る。			
J75C～J210（略） （以下略）				J75C～J210（略） （以下略）			

地上デジタルテレビジョン放送用上限周波数の見直し

現在、地上テレビジョン放送用周波数は、VHF/UHF帯の1～62chまでの合計370MHz幅を使用しており、このうちUHF帯において地上デジタルテレビ放送を展開中。



意見公募要領

1 意見募集対象

周波数割当計画の一部を変更する告示案（新旧対照表）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口にておいて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5940 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて
※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：frequency-plan@ml.soumu.go.jp
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成18年7月7日（金）午後5時（必着）（ただし、郵送については、平成18年7月7日（金）付けの消印まで有効とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。